

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届 出 番 号	
------------------------	--	---------	--

連絡先 担当者氏名： 電 話 番 号：	
---------------------------	--

(届出事項) [] の施設基準に係る届出

☐ 当該届出を行う前 6 か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ☐ 当該届出を行う前 6 か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☐ 当該届出を行う前 6 か月間において、健康保険法第78条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称 開設者名 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 ☐ には、適合する場合「✓」を記入すること。
3 届出書は、1 通提出のこと。

(参考)

※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。

1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。

2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。

3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。

4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2 （又は別添2の2））
1の1の2	遠隔電子処方箋活用加算	☐	☐ 年 月	☐	1の4
1の2	ウイルス疾患指導料	☐	☐ 年 月	☐	1, 4
1の6	外来栄養食事指導料（注2）	☐	☐ 年 月	☐	1の2
1の6	外来栄養食事指導料（注3）	☐	☐ 年 月	☐	1の2
1の7	遠隔モニタリング加算（ペースメーカー指導管理料）	☐	☐ 年 月	☐	1の3
3	喘息治療管理料	☐	☐ 年 月	☐	3
4	糖尿病合併症管理料	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
4の2	がん性疼痛緩和指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2, 5
4の3	がん患者指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の3
4の4	外来緩和ケア管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の4
4の5	移植後患者指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の6, 5の8
4の7	小児運動器疾患指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の8の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料 1	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料 2	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
4の9	婦人科特定疾患治療管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の10
4の10	腎代替療法指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	2の2
4の11	一般不妊治療管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の11
4の12	生殖補助医療管理料 1	☐	☐ 年 月	☐	5の12
4の12	生殖補助医療管理料 2	☐	☐ 年 月	☐	5の12
4の13	二次性骨折予防継続管理料 1	☐	☐ 年 月	☐	5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料 2	☐	☐ 年 月	☐	5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料 3	☐	☐ 年 月	☐	5の13
4の15	下肢創傷処置管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の14
4の16	慢性腎臓病透析予防指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	13の9
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1	☐	☐ 年 月	☐	7
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2	☐	☐ 年 月	☐	7
6、6の3、6の5	院内トリアージ実施体制加算	☐	☐ 年 月	☐	7の1の2
6の3	地域連携夜間・休日診療料	☐	☐ 年 月	☐	7の2
6の5	救急外来医学管理料	☐	☐ 年 月	☐	7の3
6の5	救急時医療情報取得加算	☐	☐ 年 月	☐	1の4
6の7	外来放射線照射診療料	☐	☐ 年 月	☐	7の6
6の8	外来データ提出加算	☐	☐ 年 月	☐	7の10, 7の11, 7の12
6の8の3	小児かかりつけ診療料 1	☐	☐ 年 月	☐	7の8
6の8の3	小児かかりつけ診療料 2	☐	☐ 年 月	☐	7の8
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料 1	☐	☐ 年 月	☐	39

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料 2	☐	☐ 年 月	☐	39
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料 3	☐	☐ 年 月	☐	39
6の8の4	連携充実加算（外来腫瘍化学療法診療料）	☐	☐ 年 月	☐	39の2
6の8の4	がん薬物療法体制充実加算（外来腫瘍化学療法診療料）	☐	☐ 年 月	☐	39の3
6の9	充実管理加算	☐	☐ 年 月	☐	7の10, 7の11, 7の12
7	ニコチン依存症管理料	☐	☐ 年 月	☐	4, 8
7の2	相談支援加算（療養・就労両立支援指導料）	☐	☐ 年 月	☐	8の3
7の3	心不全再入院予防継続管理料	☐	☐ 年 月	☐	8の5
7の4	遺伝性疾患療養指導管理料の注 1 から注 3 までに規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23
7の4	遺伝性疾患療養指導管理料の注 5 に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23の4
8	開放型病院共同指導料	☐	☐ 年 月	☐	9, 10
9	在宅療養支援診療所	☐	☐ 年 月	☐	11, 11の3, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	13
11の2	がん治療連携計画策定料	☐	☐ 年 月	☐	13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料	☐	☐ 年 月	☐	13の2
11の3の3	外来排尿自立指導料	☐	☐ 年 月	☐	13の4
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料 1	☐	☐ 年 月	☐	別添 2 の 2
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料 2	☐	☐ 年 月	☐	別添 2 の 2
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料	☐	☐ 年 月	☐	13の6
11の7	こころの連携指導料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	13の7
11の8	こころの連携指導料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	13の8
11の9	プログラム医療機器等指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	8の4
12	薬剤管理指導料	☐	☐ 年 月	☐	4
12の1の2	地域連携診療計画加算	☐	☐ 年 月	☐	12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	☐	☐ 年 月	☐	14の2
12の2	医療機器安全管理料 1	☐	☐ 年 月	☐	15
12の2	医療機器安全管理料 2	☐	☐ 年 月	☐	15
12の2	医療機器安全管理料（歯科）	☐	☐ 年 月	☐	15
12の3	精神科退院時共同指導料	☐	☐ 年 月	☐	16
13	歯科治療時医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	17
13の2	小児口腔機能管理料の注 5 に規定する口腔管理体制強化加算	☐	☐ 年 月	☐	17の2
13の3	歯科疾患管理料の注12に規定する特別管理加算	☐	☐ 年 月	☐	17の3
13の4	口腔機能実地指導料	☐	☐ 年 月	☐	17の4
14	在宅療養支援歯科診療所 1	☐	☐ 年 月	☐	18
14	在宅療養支援歯科診療所 2	☐	☐ 年 月	☐	18
14の1の2	在宅療養支援歯科病院	☐	☐ 年 月	☐	18
14の2	在宅療養支援病院	☐	☐ 年 月	☐	11の2, 11の3, 11の5
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	17
14の4の2	介護保険施設等連携往診加算	☐	☐ 年 月	☐	18の3
14の5	在宅医療DX情報活用加算	☐	☐ 年 月	☐	11の6
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	☐	☐ 年 月	☐	19, 19の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
15の3	在宅データ提出加算（在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料）	☐	☐ 年 月	☐	7の10, 7の11, 7の12
15の4	在宅医療情報連携加算（在宅歯科医療情報連携加算）	☐	☐ 年 月	☐	19の3
16	在宅がん医療総合診療料	☐	☐ 年 月	☐	20
16の1の2	在宅データ提出加算（在宅がん医療総合診療料）	☐	☐ 年 月	☐	7の10, 7の11, 7の12
16の1の4	重症患者搬送加算	☐	☐ 年 月	☐	20の1の2
16の1の5	救急患者連携搬送料	☐	☐ 年 月	☐	20の1の3
16の2	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2	☐	☐ 年 月	☐	20の2の2
16の2	訪問看護・指導体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	20の3
16の2	専門管理加算	☐	☐ 年 月	☐	20の3の3
16の2	訪問看護医療DX情報活用加算	☐	☐ 年 月	☐	20の3の4
16の2	遠隔死亡診断補助加算	☐	☐ 年 月	☐	20の3の5
16の2	訪問看護医療情報連携加算	☐	☐ 年 月	☐	20の3の6
16の2の2	訪問看護遠隔診療補助料	☐	☐ 年 月	☐	20の3の7
16の3	在宅療養後方支援病院	☐	☐ 年 月	☐	20の4, 20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	☐	☐ 年 月	☐	20の7
16の4の3	在宅自己腹膜灌流指導管理料2	☐	☐ 年 月	☐	20の1の4
16の5	在宅血液透析指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	20の2
16の6	遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料）	☐	☐ 年 月	☐	20の3の2
16の7	遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
16の7	持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	☐	☐ 年 月	☐	20の12
16の8	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	20の9
16の9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	20の10, 52
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	20の11
16の11	持続血糖測定器加算	☐	☐ 年 月	☐	24の5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算	☐	☐ 年 月	☐	21
17の1の2	歯科訪問診療料の注16に規定する基準	☐	☐ 年 月	☐	21の3の2
18の1の2	遺伝学的検査の注1に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23
18の1の2	遺伝学的検査の注2に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23
18の1の3	染色体検査の注2に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23の1の2, 52
18の1の4	骨髓微小残存病変量測定	☐	☐ 年 月	☐	23の2
18の1の5	BRCA1／2遺伝子検査	☐	☐ 年 月	☐	23の3
18の1の6	がんゲノムプロファイリング検査	☐	☐ 年 月	☐	23の4
18の1の7	角膜ジストロフィー遺伝子検査	☐	☐ 年 月	☐	23の5
18の1の11	先天性代謝異常症検査	☐	☐ 年 月	☐	23の6
18の1の13	抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体	☐	☐ 年 月	☐	23の7
18の1の14	抗アデノ随伴ウイルス血清型rh74（AAVrh74）抗体	☐	☐ 年 月	☐	23の7
18の1の15	抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）	☐	☐ 年 月	☐	5の5
18の2	HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	☐	☐ 年 月	☐	22の2
18の2の2	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	☐	☐ 年 月	☐	22の3
18の2の3	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	☐	☐ 年 月	☐	22の3
18の2の5	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	☐	☐ 年 月	☐	22の3

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
19	検体検査管理加算（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	22
19の2	検体検査管理加算（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	22
20	検体検査管理加算（Ⅲ）	☐	☐ 年 月	☐	22
20の2	検体検査管理加算（Ⅳ）	☐	☐ 年 月	☐	22
20の3	国際標準検査管理加算	☐	☐ 年 月	☐	22
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	☐	☐ 年 月	☐	24
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	☐	☐ 年 月	☐	24の6
22の4	胎児心エコー法	☐	☐ 年 月	☐	24の3, 52
22の5	ヘッドアップティルト試験	☐	☐ 年 月	☐	24の7
23	人工臓器検査	☐	☐ 年 月	☐	4, 24の4
23の2	皮下連続式グルコース測定	☐	☐ 年 月	☐	24の5
24	長期継続頭蓋内脳波検査	☐	☐ 年 月	☐	25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査 1	☐	☐ 年 月	☐	25の2, 52
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	☐	☐ 年 月	☐	26
25の2	単維筋電図	☐	☐ 年 月	☐	27の4, 52
25の3	光トポグラフィー	☐	☐ 年 月	☐	26の2, 52
26	脳磁図	☐	☐ 年 月	☐	27
26の1の2	安全精度管理下で行うもの（終夜睡眠ポリグラフィー）	☐	☐ 年 月	☐	27の2の2, 52
26の1の3	脳波検査判断料 1	☐	☐ 年 月	☐	27の2
26の1の4	遠隔脳波診断	☐	☐ 年 月	☐	27の3
26の2	神経学的検査	☐	☐ 年 月	☐	28
27	補聴器適合検査	☐	☐ 年 月	☐	29
27の2	黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図	☐	☐ 年 月	☐	29の3
27の3	ロービジョン検査判断料	☐	☐ 年 月	☐	29の2
28	コンタクトレンズ検査料	☐	☐ 年 月	☐	30
29	小児食物アレルギー負荷検査	☐	☐ 年 月	☐	31
29の2	内服・点滴誘発試験	☐	☐ 年 月	☐	31の2
29の3	センチネルリンパ節生検（片側）	☐	☐ 年 月	☐	31の3, 52
29の3の1の2	経頸静脈の肝生検	☐	☐ 年 月	☐	31の3の2, 52
29の3の2	前立腺針生検法（MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	31の4, 52
29の4	C T 透視下気管支鏡検査加算	☐	☐ 年 月	☐	38
29の4の2	経気管支凍結生検法	☐	☐ 年 月	☐	38の4
29の4の2の2	壁側胸膜凍結生検法	☐	☐ 年 月	☐	38の4
29の5	有床義歯咀嚼機能検査	☐	☐ 年 月	☐	38の1の2
29の6	精密触覚機能検査	☐	☐ 年 月	☐	38の1の3
29の7	睡眠時歯科筋電図検査	☐	☐ 年 月	☐	38の1の4
30	画像診断管理加算 1	☐	☐ 年 月	☐	32
30	画像診断管理加算 2	☐	☐ 年 月	☐	32
30	画像診断管理加算 3	☐	☐ 年 月	☐	32
30	画像診断管理加算 4	☐	☐ 年 月	☐	32
31	歯科画像診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	33

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
32	遠隔画像診断	□	□ 年 月	□	34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。）又は乳房用ポジトロン断層撮影	□	□ 年 月	□	36
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）	□	□ 年 月	□	36
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（PSMAイメージング剤を用いた場合に限る。）	□	□ 年 月	□	36
34	CT撮影及びMRI撮影	□	□ 年 月	□	37
35	冠動脈CT撮影加算	□	□ 年 月	□	38
35の2	血流予備量比コンピューター断層撮影解析	□	□ 年 月	□	37の2, 52
35の3	外傷全身CT加算	□	□ 年 月	□	38
36	心臓MRI撮影加算	□	□ 年 月	□	38
36の1の2	乳房MRI撮影加算	□	□ 年 月	□	38
36の1の3	小児鎮静下MRI撮影加算	□	□ 年 月	□	38
36の1の4	頭部MRI撮影加算	□	□ 年 月	□	38
36の1の5	全身MRI撮影加算	□	□ 年 月	□	38
36の1の6	肝エラストグラフィ加算	□	□ 年 月	□	38
36の2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	□	□ 年 月	□	38の2
36の3	地域支援・外来医薬品供給対応体制加算	□	□ 年 月	□	38の3
37	外来化学療法加算1	□	□ 年 月	□	39
37	外来化学療法加算2	□	□ 年 月	□	39
37の2	無菌製剤処理料	□	□ 年 月	□	40, 4
38	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□ 年 月	□	41, 44の2
38	リハビリテーションデータ提出加算	□	□ 年 月	□	7の10, 7の11, 7の12
39	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□ 年 月	□	41, 44の2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
40の2	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
42	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
42の2	運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
43	運動器リハビリテーション料（Ⅲ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
44	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
45	呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□ 年 月	□	42, 44の2
45の2	摂食嚥下機能回復体制加算（摂食機能療法）	□	□ 年 月	□	43の6, 43の6の2, 44の2
46	難病患者リハビリテーション料	□	□ 年 月	□	43, 44の2
47	障害児（者）リハビリテーション料	□	□ 年 月	□	43, 44の2
47の2	がん患者リハビリテーション料	□	□ 年 月	□	43の2, 44の2
47の3	認知症患者リハビリテーション料	□	□ 年 月	□	43の3, 44の2
47の3の2	リンパ浮腫複合的治療料	□	□ 年 月	□	43の7
47の4	集団コミュニケーション療法料	□	□ 年 月	□	44, 44の2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料2	□	□ 年 月	□	44の4

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
47の6	経頭蓋磁気刺激療法	☐	☐ 年 月	☐	44の8
47の7	児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）	☐	☐ 年 月	☐	4, 44の5
47の7	療養生活継続支援加算（通院・在宅精神療法）	☐	☐ 年 月	☐	44の5の2
47の7	心理支援加算	☐	☐ 年 月	☐	44の5の2
47の7	児童思春期支援指導加算	☐	☐ 年 月	☐	44の5の2
47の7	早期診療体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	44の5の3
47の7	情報通信機器を用いた精神療法	☐	☐ 年 月	☐	44の5の3
47の7	通院・在宅精神療法の注13に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	44の5の5
47の8	救急患者精神科継続支援料	☐	☐ 年 月	☐	44の6
48	認知療法・認知行動療法	☐	☐ 年 月	☐	44の3
48の1の2	依存症集団療法	☐	☐ 年 月	☐	44の7
48の2	精神科作業療法	☐	☐ 年 月	☐	4, 45
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
53	精神科ナイト・ケア	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
54	精神科デイ・ナイト・ケア	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	46の3
55	重度認知症患者デイ・ケア料	☐	☐ 年 月	☐	4, 47
55の2	精神科在宅患者支援管理料 1 又は 2	☐	☐ 年 月	☐	47の2
55の2	精神科在宅患者支援管理料 3	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
56	医療保護入院等診療料	☐	☐ 年 月	☐	48
56の2	処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1	☐	☐ 年 月	☐	48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4 (基本別添7) 13の4
56の2の3	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	☐	☐ 年 月	☐	48の5
56の2の4	多血小板血漿処置	☐	☐ 年 月	☐	48の7
56の3	硬膜外自家血注入	☐	☐ 年 月	☐	48の6, 52
57	イタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）	☐	☐ 年 月	☐	49
57	イタノールの局所注入（副甲状腺に対するもの）	☐	☐ 年 月	☐	49の2
57の2	人工腎臓	☐	☐ 年 月	☐	87の4
57の2	導入期加算	☐	☐ 年 月	☐	2の2
57の2	透析液水質確保加算	☐	☐ 年 月	☐	49の3
57の2	慢性維持透析濾過加算	☐	☐ 年 月	☐	49の3
57の2	腎代替療法診療体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	2の2
57の2の2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	☐	☐ 年 月	☐	49の3の2
57の2の3	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法	☐	☐ 年 月	☐	49の3の3, 52
57の2の4	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法	☐	☐ 年 月	☐	49の3の4
57の2の4の2	ストーマ合併症加算	☐	☐ 年 月	☐	49の10
57の2の5	人工膀胱療法	☐	☐ 年 月	☐	4, 24の4
57の3	磁気による膀胱等刺激法	☐	☐ 年 月	☐	49の4
57の4の2	心不全に対する遠赤外線温熱療法	☐	☐ 年 月	☐	49の4の2, 52

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
57の4の2の2	同種死体移植腎機械灌流保存	☐	☐ 年 月	☐	49の4の3
57の4の3	歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）	☐	☐ 年 月	☐	4, 49の6, 49の7
57の4の4	手術用顕微鏡加算	☐	☐ 年 月	☐	49の8
57の4の5	口腔粘膜処置	☐	☐ 年 月	☐	49の9
57の5	う蝕歯無痛の窩洞形成加算	☐	☐ 年 月	☐	50
57の5の2	歯科技工士連携加算 1	☐	☐ 年 月	☐	50の2の2
57の5の3	歯科技工士連携加算 2	☐	☐ 年 月	☐	50の2の2
57の5の4	光学印象	☐	☐ 年 月	☐	50の2
57の6	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	☐	☐ 年 月	☐	50の2
57の7	3次元プリント有床義歯	☐	☐ 年 月	☐	50の3の2
57の7の2	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算	☐	☐ 年 月	☐	50の3
57の8	皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	50の4, 52
57の8の2	皮膚移植術（死体）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の6
57の8の3	自家脂肪注入	☐	☐ 年 月	☐	87の24
57の9	組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。））・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）	☐	☐ 年 月	☐	50の5
57の9の1の2	静脈奇形硬化療法（一連につき）	☐	☐ 年 月	☐	50の5の1の2
57の9の2	処理骨再建加算	☐	☐ 年 月	☐	50の5の3, 52
57の9の3	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	☐	☐ 年 月	☐	87の25
57の9の3の2	骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の53
57の9の3の3	脛骨遠位骨切り術	☐	☐ 年 月	☐	50の5の4, 52
57の9の4	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	☐	☐ 年 月	☐	50の5の2
57の10	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	50の6, 52
57の10の1の2	人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）	☐	☐ 年 月	☐	50の6の2, 52
57の10の1の2	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の54
57の10の1の3	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	50の6の3, 52
57の11	後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の7
57の12	椎間板内酵素注入療法	☐	☐ 年 月	☐	50の7
58	腫瘍脊椎骨全摘術	☐	☐ 年 月	☐	51, 52
58の1の2	緊急穿頭血腫除去術	☐	☐ 年 月	☐	87の55
58の1の3	機能的定位脳手術（てんかんの場合）	☐	☐ 年 月	☐	51の1の2, 52
58の2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	☐	☐ 年 月	☐	51の2, 52
58の3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	☐	☐ 年 月	☐	51の3
58の4	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	☐	☐ 年 月	☐	87の26
58の5	脳血栓回収療法連携加算	☐	☐ 年 月	☐	87の56
59	頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54
60	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	☐	☐ 年 月	☐	25
60の2	頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	25の3
60の2の2	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	☐	☐ 年 月	☐	87の27
60の2の3	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術	☐	☐ 年 月	☐	53

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
60の2の4	舌下神経電気刺激装置植込術	☐	☐ 年 月	☐	87の28
60の2の5	角結膜悪性腫瘍切除手術	☐	☐ 年 月	☐	87の50
60の3	治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の2
60の3の2	内皮移植加算	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の2の2
60の3の3	培養ヒト角膜内皮細胞移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の2の3
60の4	羊膜移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の3
60の5	緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の4
60の6	緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の8
60の6の2	緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の8
60の6の3	毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の8
60の6の4	経皮的選択的眼動脈注入術	☐	☐ 年 月	☐	54の4の2
60の7	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の5
60の8	網膜再建術	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の6
60の9	経外耳道的内視鏡下鼓室形成術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の29
61	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	☐	☐ 年 月	☐	52, 55
61の2	耳管用補綴材挿入術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の49
61の2の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の7
61の2の2の2	上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の7
61の2の3	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の7, 87の30
61の2の4	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	87の31
61の2の5	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の7
61の2の6	喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の5
61の3	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56
61の4	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の3
61の4の2	顎関節人工関節全置換術（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	56の8
61の4の3	顎関節人工関節全置換術（歯科診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	56の8
61の4の4	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の4
61の4の5	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の4
61の4の6	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	87の46
61の4の6の2	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	87の46の2
61の4の7	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（MRIによるもの）	☐	☐ 年 月	☐	38
61の5	乳腺悪性腫瘍手術（乳癌センチネルリンパ節生検加算1又は乳癌センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
61の5	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	□	□ 年 月	□	52, 56の5
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）	□	□ 年 月	□	50の5
第61の6の1の2	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□ 年 月	□	52, 87の57
61の6の2	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の22
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の8
61の7の1の2	気管支バルブ留置術	□	□ 年 月	□	52, 87の58
61の7の1の3	胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は「肺葉を超えるものに限る。」）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の17
61の7の2	肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	□	□ 年 月	□	52, 56の6
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は1肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の17
61の7の4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	□	□ 年 月	□	52, 87の51
62	同種死体肺移植術	□	□ 年 月	□	57
62の2	生体部分肺移植術	□	□ 年 月	□	52, 58
62の2の1の2	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□ 年 月	□	52, 87の59
62の2の2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の10
62の2の3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の10の2
62の2の4	内視鏡下筋層切開術	□	□ 年 月	□	52, 58の2
62の2の5	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	□	□ 年 月	□	87の9
62の2の6	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	87の10の3
63	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	□	□ 年 月	□	52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術	□	□ 年 月	□	52, 87の11
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の11
63の2の2	胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の11
63の2の3	弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むもの）	□	□ 年 月	□	59の1の2
63の3	経カテーテル弁置換術	□	□ 年 月	□	52, 59の2, 59の2の2
63の3の2	経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術	□	□ 年 月	□	52, 59の2の3
63の4	経皮的僧帽弁クリップ術	□	□ 年 月	□	52, 87の12
63の4の2	経皮的三尖弁クリップ術	□	□ 年 月	□	52, 59の2の4
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	□	□ 年 月	□	52, 59の3
63の5の1の2	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術	□	□ 年 月	□	52, 87の60
63の5の2	不整脈手術（左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）に限る。）	□	□ 年 月	□	52, 59の3の2, 87の32
63の6	経皮的カテーテル心筋焼灼術における磁気ナビゲーション加算	□	□ 年 月	□	52, 59の4
64	経皮的中隔心筋焼灼術	□	□ 年 月	□	52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	□	□ 年 月	□	24, 52
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	□	□ 年 月	□	52, 61
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術	□	□ 年 月	□	52, 62
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	□	□ 年 月	□	52, 63
68	大動脈内バルーンパンピング法（IABP法）	□	□ 年 月	□	24, 52

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
68の2	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の13
69	補助人工心臓	☐	☐ 年 月	☐	52, 64
69の2	小児補助人工心臓	☐	☐ 年 月	☐	52, 64の2
70の2	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の3
71	同種心移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
72	同種心肺移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	☐	☐ 年 月	☐	65の3の2
72の1の3	腎神経焼灼術	☐	☐ 年 月	☐	65の3の2の2
72の2の2	経皮的下肢動脈形成術	☐	☐ 年 月	☐	65の3の3
72の3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の4
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の4の2
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	☐	☐ 年 月	☐	87の33
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の5
72の4の2	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
72の5の2	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5の2
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
72の7の1の2	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の61
72の7の1の2	腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5の4
72の7の1の3	腹膜切除を伴う多臓器合併切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5の3
72の7の2	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の34
72の7の2の2	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の8
72の7の3	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の14
72の7の4	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の14
72の7の5	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の14
72の8	腹腔鏡下胃縮小術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の6
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の15
72の8の3	腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の35
72の8の4	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の36
72の9	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の7
73	体外衝撃波胆石破碎術	☐	☐ 年 月	☐	66
73の2	腹腔鏡下肝切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 66の2
73の2の2	腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の37
73の3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の16
73の3の2	移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の38
74	生体部分肝移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67
75	同種死体肝移植術	☐	☐ 年 月	☐	57

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
75の2	体外衝撃波碎石破砕術	☐	☐ 年 月	☐	66
75の3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2
75の3	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2の2
75の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術及び腹腔鏡下膵中央切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2の3
75の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2の4
76	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
76の2	同種死体膵島移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 57の2
76の2の2	生体部分小腸移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の17の2
76の3	同種死体小腸移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
76の4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の3
76の4の2	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の39
76の5	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
76の6	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の18
76の7	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の48
76の8	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の47
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	☐	☐ 年 月	☐	66
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
77の3の2	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 68の3
77の3の2の2	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の62
77の3の3	腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 68の4
77の4	同種死体腎移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
77の5	生体腎移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
77の7	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の2
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の3
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の5
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の3
77の10の2	腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の63
77の10の2の2	尿道狭窄グラフト再建術	☐	☐ 年 月	☐	69の4
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術	☐	☐ 年 月	☐	69の4
77の11の2の2	精巣温存手術	☐	☐ 年 月	☐	87の64
77の11の3	精巣内精子採取術	☐	☐ 年 月	☐	87の42
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 70
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71
78の2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
78の2の2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の1の2
78の2の2の1の2	女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の65
78の2の2の2	腹腔鏡下腔断端挙上術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の66

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
78の2の3	腹腔鏡下仙骨腔固定術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の1の3
78の2の3	腹腔鏡下仙骨腔固定手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の1の4
78の3	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の19
78の3の1の2	子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	☐	☐ 年 月	☐	71の6
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の2
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の2
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の5
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の5
78の3の3	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の43
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の3
78の5	胎児胸腔・羊水腔シャント術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の4
78の5の2	無心体双胎焼灼術（一連につき）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の4
78の5の3	胎児輸血術（一連につき）及び臍帯穿刺	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の4
78の5の4	体外式膜型人工肺管理料	☐	☐ 年 月	☐	87の44
78の6	医科点数表第2章第10部手術の通則4（性同一性障害の患者に対して行うものに限る。）に掲げる手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の20
79の1の2	頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	☐	☐ 年 月	☐	87の20の2
79の2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1	☐	☐ 年 月	☐	48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4, 43の4, 43の5
79の3	胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	☐	☐ 年 月	☐	43の4, 43の5
79の4	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術	☐	☐ 年 月	☐	87の23
79の5	周術期栄養管理実施加算	☐	☐ 年 月	☐	87の45
79の6	再製造単回使用医療機器使用加算	☐	☐ 年 月	☐	87の52
79の7	外科医療確保特別加算	☐	☐ 年 月	☐	87の67
80	輸血管理料Ⅰ	☐	☐ 年 月	☐	73
80	輸血管理料Ⅱ	☐	☐ 年 月	☐	73
80	輸血適正使用加算	☐	☐ 年 月	☐	73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算	☐	☐ 年 月	☐	73
80の2	コーディネート体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	87の21
80の3	自己生体組織接着剤作成術	☐	☐ 年 月	☐	73の2
80の3の2	自己クリオプレシテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシテート作製術	☐	☐ 年 月	☐	73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	☐	☐ 年 月	☐	73の3
80の5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	☐	☐ 年 月	☐	43の4, 43の5
80の5の2	凍結保存同種組織加算	☐	☐ 年 月	☐	52, 73の5
80の6	歯周組織再生誘導手術	☐	☐ 年 月	☐	74
80の7	手術時歯根面レーザー応用加算	☐	☐ 年 月	☐	50
80の8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術	☐	☐ 年 月	☐	74の3
80の9	歯根端切除手術の注3	☐	☐ 年 月	☐	49の8
80の10	口腔粘膜血管腫凝固術	☐	☐ 年 月	☐	74の4
80の11	レーザー機器加算の施設基準	☐	☐ 年 月	☐	49の9
80の12	内視鏡手術用支援機器加算	☐	☐ 年 月	☐	73の4
81	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）	☐	☐ 年 月	☐	75の4
81の2	麻酔管理料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	75

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
81の3	麻酔管理料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	75
81の2及び81の3	周術期薬剤管理加算	☐	☐ 年 月	☐	75の3
81の4	歯科麻酔管理料	☐	☐ 年 月	☐	75の2
81の5	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	75の5
82	放射線治療専任加算	☐	☐ 年 月	☐	76
82の2	外来放射線治療加算	☐	☐ 年 月	☐	76
82の3	遠隔放射線治療計画加算	☐	☐ 年 月	☐	76の2
83	高エネルギー放射線治療	☐	☐ 年 月	☐	77
83の2	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	77
83の2	強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	77
83の3	強度変調放射線治療（IMRT）	☐	☐ 年 月	☐	52, 78
83の4	画像誘導放射線治療加算（IGRT）	☐	☐ 年 月	☐	78の2
83の5	体外照射呼吸性移動対策加算	☐	☐ 年 月	☐	78の3
84	定位放射線治療	☐	☐ 年 月	☐	79
84の2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算	☐	☐ 年 月	☐	78の3
84の2の2	粒子線治療	☐	☐ 年 月	☐	52, 79の1の2
84の2の3	粒子線治療適応判定加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の3
84の2の4	粒子線治療医学管理加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の3
84の2の5	ホウ素中性子捕捉療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 79の1の4
84の2の6	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の4
84の2の7	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の4
84の2の8	画像誘導密封小線源治療加算	☐	☐ 年 月	☐	78の2
84の3	保険医療機関間の連携による病理診断	☐	☐ 年 月	☐	79の2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製	☐	☐ 年 月	☐	80
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診	☐	☐ 年 月	☐	80
84の6	デジタル病理画像による病理診断	☐	☐ 年 月	☐	80の2
84の7	病理診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	80の2
84の8	悪性腫瘍病理組織標本加算	☐	☐ 年 月	☐	80の2
84の9	口腔病理診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	80の3
84の10	国際標準病理診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	80の2
85	クラウン・ブリッジ維持管理料	☐	☐ 年 月	☐	81
86	歯科矯正診断料	☐	☐ 年 月	☐	82
87	顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）	☐	☐ 年 月	☐	83
88	調剤基本料 1	☐	☐ 年 月	☐	84
88の2	調剤基本料 2	☐	☐ 年 月	☐	84
88の3	調剤基本料 3	☐	☐ 年 月	☐	84
88の4	特別調剤基本料 A	☐	☐ 年 月	☐	84
89	調剤基本料の注 1 ただし書に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	87の2
91	調剤基本料の注 4 に規定する保険薬局	☐	☐ 年 月	☐	85
92	地域支援・医薬品供給対応体制加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の1, 87の3の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
92の2	連携強化加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の4
94	調剤基本料の注8_後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局	☐	☐ 年 月	☐	87
93	バイオ後続品調剤体制加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の7
95	在宅薬学総合体制加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の5
95の2	電子的調剤情報連携体制整備加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の6
95の3	門前薬局等立地依存減算	☐	☐ 年 月	☐	84
96	無菌製剤処理加算	☐	☐ 年 月	☐	88
98	特定薬剤管理指導加算 2	☐	☐ 年 月	☐	92
97の2	服薬管理指導料の注1_かかりつけ薬剤師	☐	☐ 年 月	☐	90
102	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	☐	☐ 年 月	☐	89
103	在宅中心静脈静脈栄養法加算	☐	☐ 年 月	☐	89
104	看護職員処遇改善評価料	☐	☐ 年 月	☐	97
105	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	95
106	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	96
106の2	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	95
106の3	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	96
107	入院ベースアップ評価料	☐	☐ 年 月	☐	97
108	歯科技工所ベースアップ支援料	☐	☐ 年 月	☐	101
109	調剤ベースアップ評価料	☐	☐ 年 月	☐	103

※様式2、5の2、5の7、5の9、6、7の4、7の5、7の9、8の2、11の4、13の5、14、18の2、20の5、20の8、24の2、44の5の4、49の5、65、65の2、68、68の2、72、74の2、86、87の3の3、87の10の2、87の40、87の41、91、93は欠番。

特掲診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	
------------------------	--

連絡先 担当者氏名: 電話番号:

(届出事項)

- | | |
|---|-------------------|
| ☐ 糖尿病合併症管理料 | (※糖管第 号) |
| ☐ がん性疼痛緩和指導管理料 | (※がん疼第 号) |
| ☐ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 | (※乳腺ケア第 号) |
| ☐ ハイリスク妊産婦連携指導料 (1・2) | (※ハイ妊連 (1・2) 第 号) |
| ☐ 遠隔モニタリング加算 (在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料) | (※遠隔持陽第 号) |
| ☐ 精神科在宅患者支援管理料 3 | (※精在宅援第 号) |
| ☐ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術 (傍大動脈) | (※腹リ傍大第 号) |

- ☐ 当該届出を行う前 6 月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出 (法令の規定に基づくものに限る。) を行ったことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う前 6 月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- ☐ 当該届出を行う前 6 月間において、健康保険法第 78 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記のすべてに適合し、施設基準を満たしているので、届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

殿

- 備考 1 ☐ には、適合する場合「レ」を記入すること。
- 2 ※は記載する必要がないこと。
- 3 届出書は、1 通提出のこと。